

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 28 日

島田市長 染谷 絹代

### 島田市条例第 3 号

#### 島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

##### (目的)

第 1 条 この条例は、地域との調和が図られた太陽光発電の普及の促進が重要となっていることに鑑み、大規模太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定め、当該設置が適正に行われることにより、災害の発生を防止するとともに、本市の豊かな自然環境の維持及び良好な景観の形成を図り、もって市民の安全で安心な生活環境の保全及び健全な都市環境の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、その発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。）をいう。
- (2) 事業 大規模太陽光発電設備を設置し、当該大規模太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地の区域をいう。
- (5) 設置工事 事業を行うに当たり法令（条例を含む。）上必要な許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）を受けた後に事業区域内において行う大規模太陽光発電設備を設置する工事（当該設置のために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う工事を含む。以下同じ。）をいう。
- (6) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者及び事業区域をその区域に含む自治会その他これに類する地域住民が組織する団体をいう。

##### (市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

##### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業を行うに当たり、法令及びこの条例を遵守し、災害及び生活環境への被害等が発生することのないよう、並びに本市における自然環境及び景観を損なわないよう十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、事業のうち建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に大規模太陽光発電設備を設置するものについては、適用しない。

(事前協議等)

第7条 事業者は、次条第1項又は第2項の規定による届出（同項の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 大規模太陽光発電設備の立地その他事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の立案に関すること。
- (2) 大規模太陽光発電設備の設計及び施工に関すること。
- (3) 大規模太陽光発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大規模太陽光発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定による協議が終了した後速やかに、当該協議に基づき、近隣関係者に対し事業計画の案について説明を行わなければならない。

3 事業者は、前項の説明を行い、近隣関係者から当該事業計画の案について意見等があったときは、近隣関係者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、誠意をもって対応しなければならない。

(事業計画の届出)

第8条 事業者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第16条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び終了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業計画の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更があるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(同意)

第9条 事業者は、設置工事に着手しようとするときは、当該設置工事に着手しようとする日の60日前までに規則で定めるところにより申請し、市長の同意を得なければならない。事業を変更しようとするとき（当該変更の内容が軽微であると市長が認めるときを除く。）も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。

(1) 事業者が第7条第2項の規定による説明又は同条第3項の規定による説明及び対応を適切に行わないとき。

(2) 第1条の目的を達成するため別に定める大規模太陽光発電設備の設置に関する基準に同意を得ようとする事業が適合しないとき。

3 市長は、第1項の同意の際、災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止、又は自然環境、景観若しくは都市環境の維持のために必要な条件を付することができる。

(設置工事等の届出)

第10条 事業者は、前条第1項の規定により同意を得て設置工事に着手するときは、当該設置工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、設置工事が完了したときは、当該設置工事が完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第8条第2項の規定による届出に係る設置工事について準用する。

(運転開始の届出)

第11条 事業者は、大規模太陽光発電設備の運転を開始しようとするときは、当該運転の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(稼働状況の報告)

第12条 事業者は、大規模太陽光発電設備の稼働状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(事業終了等の届出)

第13条 事業者は、事業を終了したときは、当該事業の終了の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、大規模太陽光発電設備の撤去をしたときは、当該撤去の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第9条第1項の同意を得ずに設置工事に着手したとき。
- (3) 第9条第3項の規定により付された同意の条件に違反したとき。
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表等)

第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告に従わなかった事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公表した後、当該公表の内容を国に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に設置工事に着手する事業（この条例の施行の際現に当該事業を行うに当たり法令（条例（この条例を除く。）を含む。次項において同じ。）上必要な許認可等を受けずに工事に着手しているものを含む。）について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に事業区域内において大規模太陽光発電設備を設置する工事に着手している事業（この条例の施行の際現に当該事業を行うに当たり法令上必要な許認可等を受けずに工事に着手しているものを除く。次項において同じ。）については、第1条から第6条まで、第8条第1項、第10条第2項及び第11条から第17条までの規定を適用する。この場合において、第8条第1項中「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは「この条例の施行後速やかに」と、第10条第2項中「設置工事」とあるのは「附則第3項に規定する工事」とする。
- 4 この条例の施行の際現に事業区域内において大規模太陽光発電設備を設置する工事が完了している事業については、第1条から第6条まで、第8条第1項及び第12条から第17条までの規定を適用する。この場合において、第8条第1項中「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは「この条例の施行後速

やかに」とする。

- 5 前2項の規定により第8条第1項の規定による届出をした日後に前2項に係る事業を変更しようとするときは、当該事業については、この条例の規定を適用する。

(準備行為)

- 6 第7条第1項の規定による協議、同条第2項の規定による説明並びに同条第3項の規定による説明及び対応、第8条第1項の規定による届出、第9条の規定による同意、第10条第1項の規定による届出並びに第15条第1項の規定による指導及び助言並びに同条第2項の規定による勧告並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第7条、第8条第1項、第9条、第10条第1項及び第15条の規定の例により行うことができる。